

2016年12月6日
一般社団法人日本音楽著作権協会
(JASRAC)

「Ultra HD Blu-ray」規格の製品を対象とした減額措置の適用について

Ultra HD Blu-ray 規格に対応した製品（ビデオグラム）につきまして、使用料規程取扱細則（第7節ビデオグラム録音）第5条に基づき、下記のとおり減額措置を適用することとしましたのでお知らせします。

記

期間 : 2016年10月～2019年9月
対象 : Ultra HD Blu-ray 規格に対応した製品（ビデオグラム）の複製使用料
控除率 : 2016年10月～2017年9月分 20%
 2017年10月～2018年9月分 15%
 2018年10月～2019年9月分 5%

以上

【ご注意】

- * この減額措置は、使用料の額を当協会の委託者が指定する場合には、適用されません。
- * 許諾申込の際に、減額措置の適用をお申し出いただいた製品が対象となります。

【連絡先】

複製部 包括契約課 03-3481-2171
 ビデオグラム課 03-3481-2172